

## 田子町老人福祉センター管理規程

### (目的)

第1条 この規程は、田子町から委託を受けた田子町老人福祉センター(以下「老人福祉センター」という。)の管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (管理の基本)

第2条 老人福祉センターの管理については、田子町老人福祉センター設置及び管理に関する条例(以下「条例」という。)第5条(利用時間)、第6条(休日)、第7条(利用の制限)、第8条(利用の禁止事項)、第9条(原状回復)及び第10条(損害賠償)の規定によるほか、この規程の定めるところによる。

### (浴室利用時間)

第3条 老人福祉センターの浴室利用時間は午前10時から午後3時30分までとする。

### (利用心得)

第4条 老人福祉センターの利用者は条例で定める事項のほか、別記に掲げる「利用心得」を遵守しなければならない。

### (利用の申込等)

第5条 老人福祉センターを利用するときは、原則として、使用の二日前までに、使用の日時、利用目的、利用場所、参集予定人員、浴室(入浴)の有無(予定人員)及び飲食を伴う懇親会等の有無を記載した申込書を提出しなければならない。ただし、管理者において相当の理由があると認められるときは、口頭(ファックスを含む)による申込みを受け付けすることができる。

- 2 浴室(入浴)及び娛樂室を利用する場合は、前項の規定にかかわらず、利用簿に住所(行政区)、氏名、年齢及び利用区分を記載してこれを利用することができる。
- 3 管理者は、老人福祉センターの管理に支障がなく、かつ、田子町またはこの老人福祉センターに縁故がある他町村の住民についてこれを利用させることができる。

### (利用負担金)

第6条 条例第11条による利用負担金は当分の間、浴室(入浴)の利用について一人1日あたり100円とする。ただし、前条第3項の利用者にあつては、当分の間、一人1日あたり200円とする。

- 2 前項の利用負担金は、利用前に納入しなければならない。ただし、団体利用その他管理者において特別な事由があると認めた場合はこの限りではない。
- 3 社会福祉法人田子町社会福祉協議会(以下「本会」という。)経理規程第19条の規定にかかわらず利用負担金にかかる領収証は交付しないことができる。
- 4 既納の利用負担金は、還付しないものとする。ただし、利用者の責によらない場合は、この限りではない。

### (管理体制)

第7条 老人福祉センターを適切に管理するため、直接の責任者としての管理者及び必要な職員を

置き、本会の会長が任免する。

- 2 管理者は、上司の命を受け、老人福祉センターの管理に当たる。
- 3 管理者が不在のときは、本会の事務局長または事務局長が指名した職員がその職を代理する。
- 4 所属職員は、管理者の命を受け、それぞれの職務を行う。

(備付帳簿等)

第8条 老人福祉センターに次の帳簿を備え付け、適切に管理するものとする。

- (1) 日誌(主として施設の利用状況)
- (2) 利用簿(浴室・娯楽室の利用)
- (3) 前項各号のほか本会の会長において必要と認められる簿冊

(持出の禁止)

第9条 老人福祉センターの設備の備品は、老人福祉センター外に持ち出ししないものとする。ただし、管理者において必要と認める場合は、上司の承認を得て、持ち出しすることができる。

(懇話会)

第10条 老人福祉センターの適切な管理に資するため、老人福祉センター利用者による懇話会を設けることができる。

- 2 懇話会は、委員10名以内とし、本会の会長がその都度委嘱する。
- 3 懇話会は、本会の会長が招集し、懇話会を主宰する。

(補則)

第11条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は本会の会長が定める。

## 附 則

この規程は、平成13年10月18日から施行する。

改 正

平成17年3月30日一部改正(平成17年4月1日施行)